

パブリックコメント資料

福祉のまちづくり条例に基づく 特定施設の整備基準の見直しについて

令和6年12月
兵庫県まちづくり部都市政策課

【注意事項】

- ・この資料では、福祉のまちづくり条例の基準は、条例第13条の特定施設整備基準として記載しています。
- ・この資料において、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「バリアフリー法」)の基準と福祉のまちづくり条例の基準に差異がある場合は、その差異はバリアフリー法第14条第3項の規定に基づき、福祉のまちづくり条例第24条の4から第24条の6までの規定により建築物移動等円滑化基準を付加する事項となります(集団補聴設備等に関する基準を除く。)

1 福祉のまちづくり条例について

福祉のまちづくり条例について

01

1 目的

高齢者や障害者を含む全ての県民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりを推進するため、平成4年に全国に先駆けて制定

2 条例の構成

第1章 総則	○定義、責務等
第2章 基本方針等	○福祉のまちづくり基本方針等
第3章第1節 特定施設	<p>【新築等される特定施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定施設に対する整備基準を規定 ○バリアフリー法の委任規定による基準の付加等を規定 <p>【既存の特定施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○バリアフリー情報のインターネット等での公表を規定(努力規定)
第3章第1節の2 小規模購買施設等	○100㎡未満の店舗等に対する施設整備の基準手続を規定
第3章第2節 公共車両	○公共車両に対する設備基準(努力規定)を規定
第3章第3節 住宅	○住宅に対する施設整備の基準(努力規定)、手続を規定
第3章の2 県民の参画と協働による福祉のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者の意見を尊重した特定施設の整備・運営 ○福祉のまちづくりアドバイザーの登録とあっせん(チェック＆アドバイザー制度) ○県民参加型特定施設(ひょうご県民ユニバーサル施設)の認定

3 バリアフリー法との関係

バリアフリー法の基準について、法の委任を受けて次のとおり上乗せして整備を義務付け

- ① 基準の適用を受ける建築物の用途の追加
(工場、事務所、共同住宅等を追加)
- ② 基準の適用規模の引き下げ
(例:病院等について、2千㎡を全ての規模に引き下げ)
- ③ 基準の追加
(例:トイレにおむつ交換台の設置を義務付け)

[特別特定建築物]

移動等
円滑化基準

+

[特定施設]

バリアフリー法
委任規定

=

特定施設
整備基準

バリアフリー法

福祉のまちづくり条例

図 法及び条例に定める基準の関係性

[特別特定建築物(法)]

不特定多数又は主として高齢者等が利用する施設
(病院、劇場、物販店等)

[特定施設(条例)]

特別特定建築物 + (用途追加(工場、事務所等) + 規模引き下げ)
※詳細は次ページ

(参考)特定施設とは

- バリアフリー化が必要な施設として、福祉のまちづくり条例で用途と規模により定める施設
- 建築等を行う場合、条例が定める特定施設整備基準(以下「整備基準」)への適合が義務付けられる

施設の用途	特定施設となる規模
学校、病院等、劇場等、官公署、老人ホーム等、運動施設、博物館等、銀行等、自動車教習所、公共の交通機関の施設、公衆便所、公共用歩廊、地下街等	全て
展示場、物販店舗、ホテル等、遊技場、公衆浴場、飲食店、理髪店等、クリーニング取次店等、学習塾等	床面積の合計100㎡以上
路外駐車場等	駐車部分の床面積の合計500㎡以上
共同住宅	床面積の合計2,000㎡以上 又は 戸数の合計21戸以上
寄宿舍	床面積の合計2,000㎡以上 又は 室数の合計51室以上
事務所、工場	床面積の合計3,000㎡以上

バリアフリー法施行令の改正について(概要)

- 国は、車椅子使用者用便房・車椅子使用者用駐車施設・車椅子使用者用部分(劇場等の観覧スペース)に関する移動等円滑化基準を改正(令和6年6月21日公布、令和7年6月1日施行)

	現行の移動等円滑化基準	改正後の移動等円滑化基準
車椅子使用者用便房	延べ面積2,000㎡以上の特別特定建築物: <u>1以上</u> 	延べ面積2,000㎡以上の特別特定建築物:原則、 <u>各階に1以上</u> 【例外】 [小規模階(床面積1,000㎡以下の階)を有する場合] 小規模階の床面積の <u>合計1,000㎡ごとに1以上</u> (端数切捨て) [大規模階(床面積10,000㎡超の階)を有する場合] 10,000~40,000㎡: <u>各階に2か所</u> 40,000㎡超:超える部分 <u>20,000㎡以内ごとに1か所追加</u> (端数切上げ)
車椅子使用者用駐車施設	延べ面積2,000㎡以上の特別特定建築物: <u>1以上</u>	延べ面積2,000㎡以上の特別特定建築物で 駐車台数が 200台以下 : <u>2%以上</u> 200台超 : <u>1%+2以上</u> (端数切上げ) 
車椅子使用者用部分(劇場等の観覧スペース)	<u>基準なし</u>	延べ面積2,000㎡以上の特別特定建築物で 総数400席以下 : <u>2席以上</u> 総数400席超 : <u>0.5%以上</u> (端数切上げ) 

★従来の「最低限1つ設ける」から、「規模に応じて複数設ける」に考え方が移行

1 福祉のまちづくり条例について

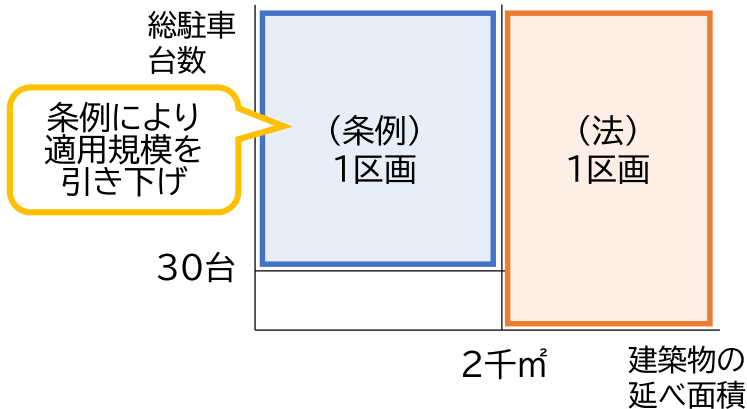
福祉のまちづくり条例・施行規則改正の考え方

- 今般のバリアフリー法の整備基準の改正では、車椅子利用者用便房や車椅子利用者用駐車施設などの設置に関する基準の考え方が「建築物に1以上の整備」から「規模に応じて複数整備」に移行していることから、条例基準もこれを踏まえて改正する。
- 法基準の改正を踏まえて、①不特定多数利用便所(一般用トイレ)、②車椅子利用者利用便房、③トイレに設ける乳幼児設備(おむつ交換台等)、④オストメイト設備の設置基準、⑤車椅子利用者利用駐車施設、⑥劇場等の車椅子利用者利用区画(車椅子利用者用観覧スペース)について改正を行うほか、その他所要の改正を行う。

今回の条例・施行規則改正の考え方のイメージ(例:車椅子利用者利用駐車施設の場合)

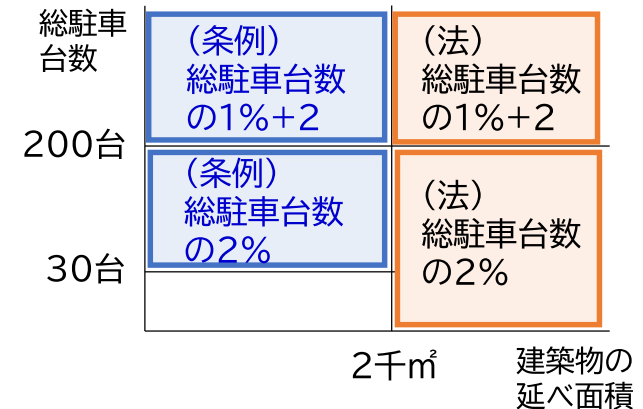
【現行】

- ・法は、延べ面積2千㎡以上の特別特定建築物について、1区画以上の設置を義務付け
- ・条例は、延べ面積2千㎡未満の特定施設についても、総駐車台数が30台以上の場合に1区画の設置を義務付け



【条例・規則改正(案)】(R7.6.1~)

- ・法基準が改正され、総駐車台数に応じて複数設けることを義務付け
- ・条例も法改正の趣旨に合わせ、延べ面積2千㎡未満の特定施設についても、総駐車台数に応じて設けるべき区画数を設定



① 不特定多数利用便所

■ バリアフリー法の基準改正(延べ面積2,000㎡以上の特別特定建築物:義務付けなし→各階1以上)を踏まえ、整備基準を改正

施設の用途	現行基準		改正基準(案)	
	建物の規模	整備基準	建物の規模	整備基準
公衆便所、公共の交通機関の施設	義務付けなし		全ての規模	各階に1以上 (ただし、建築物の管理運営上設置しないことがやむを得ない階を除く。)
学校、病院等、劇場等、官公署、老人ホーム等、運動施設、博物館等、銀行等、自動車教習所、公共用歩廊、地下街等、展示場、公衆浴場、飲食店、理髪店等、学習塾等、路外駐車場等			延べ面積 1,000㎡以上	
物販店舗、ホテル等、遊技場、クリーニング取次店等、共同住宅、寄宿舎			延べ面積 2,000㎡以上	
事務所、工場			延べ面積 3,000㎡以上	

② 車椅子利用者利用便房

■ バリアフリー法の基準改正(延べ面積2,000㎡以上の特別特定建築物:建物に1以上→各階1以上)を踏まえ、整備基準を改正

施設の用途	現行基準		改正基準(案)	
	建物の規模	整備基準	建物の規模	整備基準
公衆便所、公共の交通機関の施設	全ての規模	建物に1以上	全ての規模	<u>各階に1以上</u>
学校、病院等、劇場等、官公署、老人ホーム等、運動施設、博物館等、銀行等、自動車教習所、公衆便所、公共用歩廊、地下街等、展示場、公衆浴場、飲食店、理髪店等、学習塾等、路外駐車場等	延べ面積 1,000㎡以上	建物に1以上	延べ面積 1,000㎡以上 2,000㎡未満	建物に1以上
			延べ面積 <u>2,000㎡以上</u>	<u>各階に1以上</u>
物販店舗、ホテル等、遊技場、クリーニング取次店等、共同住宅、寄宿舍	延べ面積 2,000㎡以上	建物に1以上	延べ面積 2,000㎡以上	<u>各階に1以上</u>
事務所、工場	延べ面積 3,000㎡以上	建物に1以上	延べ面積 3,000㎡以上	<u>各階に1以上</u>

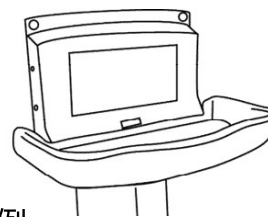
③ トイレに設ける乳幼児設備(おむつ交換台等)

■ バリアフリー法基準の「規模に応じた複数設置」の考え方を踏まえ、県が独自に定めている整備基準を改正

施設の用途	現行基準		改正基準(案)	
	建物の規模	整備基準	建物の規模	整備基準
公衆便所、 公共の交通機関の施設	全ての規模	建物に1以上	延べ面積 5,000㎡未満	建物に1以上
			延べ面積 <u>5,000㎡以上</u>	<u>建物に2以上</u>
病院等、劇場等、官公署、 運動施設、博物館等、銀行等、公共用歩 廊、地下街等、展示場、 公衆浴場、飲食店	延べ面積 1,000㎡以上	建物に1以上	延べ面積 1,000㎡以上 5,000㎡未満	建物に1以上
			延べ面積 <u>5,000㎡以上</u>	<u>建物に2以上</u>
物販店舗、ホテル等	延べ面積 2,000㎡以上	建物に1以上	延べ面積 2,000㎡以上 10,000㎡未満	建物に1以上
			延べ面積 <u>10,000㎡以上</u>	<u>建物に2以上</u>



ベビーチェア
(ベビーキープ)

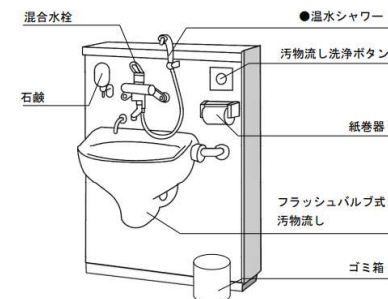


おむつ交換台

2 整備基準改正(案)

④ トイレに設けるオストメイト設備

■ バリアフリー法基準の「規模に応じた複数設置」の考え方を踏まえ、県が独自に定めている整備基準を改正



【温水シャワー付きのオストメイト設備】

施設の用途	現行基準		改正基準(案)	
	建物の規模	整備基準	建物の規模	整備基準
公衆便所	延べ面積 50㎡以上	建物に1以上	延べ面積 50㎡以上	建物に1以上
学校、老人ホーム等、運動施設、博物館等、銀行等、自動車教習所、公共用歩廊、公共の交通機関の施設、地下街等、ホテル等、遊技場、公衆浴場、理髪店等、クリーニング取次店等、学習塾等、路外駐車場等、共同住宅、寄宿舍	延べ面積 2,000㎡以上	建物に1以上	延べ面積 2,000㎡以上	建物に1以上
病院等、劇場等、官公署、展示場、物販店舗、飲食店	延べ面積 2,000㎡以上	建物に1以上	延べ面積 2,000㎡以上	建物に1以上
	延べ面積 10,000㎡以上	建物に1以上 (温水シャワー付きを設置)	延べ面積 10,000㎡以上	<u>建物に2以上</u> (うち1以上は、 <u>温水シャワー付きを設置</u>)
事務所、工場	延べ面積 3,000㎡以上	建物に1以上	延べ面積 3,000㎡以上	建物に1以上

⑤ 車椅子利用者利用駐車施設

■ バリアフリー法の基準改正(延べ面積2,000㎡以上の特別特定建築物:1区画以上→台数に応じて複数区画)を踏まえ、整備基準を改正

施設の利用	現行基準		改正基準(案)	
	建物の規模	整備基準	建物の規模	整備基準
公衆便所	延べ面積 50㎡以上 又は30台以上	1以上	延べ面積 50㎡以上又は 30台以上	(駐車台数が 200台以下の 場合) 2%以上 (駐車台数が 200台超の 場合) 1%+2以上 ※端数切り上げ
路外駐車場等	延べ面積 500㎡以上 又は30台以上		延べ面積 500㎡以上 又は30台以上	
学校、病院等、劇場等、官公署、 老人ホーム等、運動施設、博物館等、 銀行等、自動車教習所、公共用歩廊、 公共の交通機関の施設、地下街等、 展示場、物販店舗、ホテル等、遊技場、 公衆浴場、飲食店、理髪店等、 クリーニング取次店等、学習塾等	延べ面積 2,000㎡以上 又は30台以上		延べ面積 2,000㎡以上 又は30台以上	
共同住宅、寄宿舍	延べ面積 2,000㎡		延べ面積 2,000㎡以上	
事務所、工場	延べ面積 3,000㎡以上 又は30台以上		延べ面積 3,000㎡以上 又は30台以上	

⑥ 劇場等の車椅子使用者利用区画(車椅子使用者用観覧スペース)

■バリアフリー法の基準の新設(延べ面積2,000㎡以上の特別特定建築物:固定観覧席数に応じて複数設置)を踏まえ、整備基準を改正

施設の用途	現行基準		改正基準(案)	
	建物の規模	整備基準	建物の規模	整備基準
劇場等	延べ面積 1,000㎡ 以上	【設置数】 1以上 【技術基準】 ・幅900×奥行1,400の空間 ・区画は、出入口付近に設ける ・集団補聴設備等を設ける	延べ面積 1,000㎡ 以上	【設置数】 <u>(席数400席以下) 2以上</u> <u>(席数400席以下) 0.5%以上</u> ※端数切り上げ 【技術基準】 ・幅900×奥1,400の空間 ・ <u>出入口～区画の経路は、高齢者等 利用経路とする</u> ・集団補聴設備等を設ける

その他所要の改正

■ホテル等の車椅子使用者用客室について、法の設置基準に合わせ、室数が50室以上の場合にその1%に相当する数以上の整備を義務付け
(新築や増築等では既にこの基準が適用されているが、今回の改正では大規模な修繕や模様替え等も対象とする)

バリアフリー基準の改正内容の一覧表

参考資料(再掲)

改正の考え方

車椅子利用者利用便所の設置などのバリアフリー対応は、これまで建築物に1箇所以上設置すべきとしてきたが、バリアフリー化に対する社会的要請の高まりを受け、規模に応じて複数箇所を整備するようバリアフリー法が改正されたことを踏まえ、条例基準を見直す。

		改正前		改正後	
		国(バリアフリー法)	県(福祉のまちづくり条例)	国(バリアフリー法)	県(福祉のまちづくり条例)
便所	不特定多数利用便所	✓基準なし	✓基準なし	【延べ面積2千㎡以上】 ✓各階に1以上	【延べ面積1千㎡以上】 ✓各階に1以上
	車椅子利用者利用便房	【延べ面積2千㎡以上】 ✓建物に1以上	【延べ面積1千㎡以上】 ✓建物に1以上	【延べ面積2千㎡以上】 ✓各階に1以上 (例外) ・小規模階(床面積1千㎡未満の階)については、その合計1千㎡につき1以上 ・大規模階(床面積1万㎡以上の階)については、2以上 等	【延べ面積1千㎡以上】 ✓建物に1以上 【延べ面積2千㎡以上】 ✓各階に1以上 (例外) ・小規模階(床面積1千㎡未満の階)については、その合計1千㎡につき1以上 ・大規模階(床面積1万㎡以上の階)については、2以上 等
	乳幼児設備	✓基準なし	【延べ面積1千㎡以上】 ✓建物に1以上	✓基準なし ※改正なし	【延べ面積1千㎡以上】 ✓建物に1以上 【延べ面積5千㎡以上※】 ✓建物に2以上 ※授乳室の設置が必要となる規模
	オストメイト設備	【延べ面積2千㎡以上】 ✓簡易型1以上	【延べ面積2千㎡以上】 ✓簡易型1以上 【延べ面積1万㎡以上】 ✓通常型1以上	【延べ面積2千㎡以上】 ✓簡易型1以上 ※改正なし	【延べ面積2千㎡以上】 ✓簡易型1以上 【延べ面積1万㎡以上】 ✓通常型1以上かつ合計2以上
駐車場	車椅子利用者利用駐車施設	【延べ面積2千㎡以上】 ✓1以上 ※機械式を認める	【延べ面積2千㎡以上又は駐車台数30以上】 ✓1以上 ※機械式を認めない (平面部に設ける)	【延べ面積2千㎡以上】 (駐車台数200以下) ✓2%以上 (駐車台数200超) ✓1%+2以上 ※機械式を認める	【延べ面積2千㎡以上又は駐車台数30以上】 (駐車台数200以下) ✓2%以上 (駐車台数200超) ✓1%+2以上 ※機械式を認める ただし、1区画は平面部に設ける

※基準適用規模(【 】で示す規模)は、学校、病院、劇場など代表的な用途の場合で記載しているため、本表と適用規模が異なる用途があります。

バリアフリー基準の改正内容の一覧表

参考資料(再掲)

			改正前		改正後	
			国(バリアフリー法)	県(福祉のまちづくり条例)	国(バリアフリー法)	県(福祉のまちづくり条例)
劇場等の客席	車椅子利用者 利用区画 (観覧 スペース)	設置基準	✓基準なし	【延べ面積1千㎡以上】 ✓1以上	【延べ面積2千㎡以上】 (400席以下) ✓2以上 (400席超) ✓0.5%以上	【延べ面積1千㎡以上】 (400席以下) ✓2以上 (400席超) ✓0.5%以上
		技術基準	✓基準なし	【延べ面積1千㎡以上】 ✓1,400mm×900mm以上の空間 ✓出入口付近に設ける ✓集団補聴設備等を整備 ※ハード対応に限る	【延べ面積2千㎡以上】 ✓1,350mm×900mm以上の空間 ✓入口～区画までを移動等 円滑化経路とする	【延べ面積1千㎡以上】 ✓1,400mm×900mm以上の空間 ✓出入口付近に設ける(削除) ※サトライン等も踏まえた設置自由度の向上を図るため ※移動・避難上の安全は、バリアフリー法基準で担保できる ✓集団補聴設備等を整備 ※ソフト対応も可
ホテル等の客室	車椅子利用者 利用客室		【延べ面積2千㎡以上かつ 客室総数50以上】 ✓客室総数の1%以上 (H30改正以前は1以上)	【客室総数50以上】 ✓1以上	【延べ面積2千㎡以上かつ 客室総数50以上】 ✓客室総数の1%以上 ※改正なし	【客室総数50以上】 ✓客室総数の1%以上